

【ABC 消費者情報 Vol. 90】

◎テレビショッピングやネット通販など、通信販売のトラブルにご注意を

テレビやカタログ、インターネットなどでの通信販売が日常的なものとなりました。自宅で手軽に買い物ができ便利な通信販売ですが、次のようなトラブルも起きています。利用する前に、事業者の所在地や商品の情報、返品条件などをよく確認しましょう。

■相談事例

- テレビショッピングでバッグを注文したが、届いたバッグの色はテレビで見た印象と違っていた。返品を申し出たが、不良品の交換には応じるが返品は不可と言われた。
- ネット通販でワンピースを購入した。届いたものを試着してみたがサイズが合わなかったので返品を申し出たが、断られた。
- 通信販売でダイエット食品を注文した。1回限りの購入のつもりでいたが、3ヵ月続けることが条件の定期購入になっており、翌月も商品と請求書が届いた。

◆アドバイス

- 通信販売には、原則としてクーリング・オフ（無条件解約）がありません。返品・交換条件をよく確かめて、納得してから注文しましょう。
- 通信販売では、事業者が返品の可否や返品条件に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。特約がない場合や表示していない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば、消費者が送料を負担することで返品できます。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- 初めて利用する事業者へ前払いで申し込む場合は、特に慎重に考えましょう。
- 不安に感じることがあれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■バックナンバーはこちら

（携帯版）http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

（スマホ・PC版）

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](#)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611